静岡県立大学臨床研究センター附属臨床研究施設管理規程

令和元年 10 月 30 日 規程第 185 号 改正 令和 6 年 7 月 1 日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学臨床研究センター附属臨床研究施設(以下「臨床研究施設」という。)を適切に管理運営するため、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 臨床研究施設は、ヒトを対象とした臨床研究及び教育に寄与すること を目的とする。

(運営委員会)

- 第3条 臨床研究施設の適切な運営のため、臨床研究施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 2 運営委員会に関する事項は別に定める。

(管理者)

- 第4条 臨床研究施設には管理者を置く。
- 2 管理者は医師とし、学長より任命する。

(副管理者)

- 第5条 前条の管理者の代理を行う者(以下「副管理者」という。)を置くことができる。
- 2 副管理者は医師とし、管理者による推薦のもと、学長より任命する。

(利用者)

- 第6条 臨床研究施設を利用し研究を行おうとする研究代表者は、利用計画書及び利用者を、運営委員会に申請しなければならない。
- 2 利用者は、臨床研究に関する法令、基準を遵守し、別に定める臨床研究施設利用細則に従わなければならない。

(利用の禁止)

第7条 運営委員会は、利用者が前条に定める事項に著しく違反した場合は、 臨床研究施設の利用を禁止することができる。 附 則

この規程は、令和元年 10 月 30 日より施行する。 附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。